

## 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方に関する 具体的論点（検討事項 2 関係）

### ■ これまでの議論等の整理

- 高等学校は、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける初等中等教育最後の教育機関として、社会で求められている資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている。こうした中、新学習指導要領で位置づけられた「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、各高等学校の特色化・魅力化をより推進するためには、全ての高等学校において、地域社会、企業、NPO及び高等教育機関をはじめとする社会との連携・協働を通じた教育をより一層実施していくことが期待されている。
- 特に、高等学校の中には、少子高齢化や過疎化の進行による生徒数の減少等に伴う教育環境の変化の中、人口減少や就業構造の急速な変化、グローバル化、AI や IoT などの技術革新による Society5.0 の到来などの大きな社会変化を見据えて、それぞれの地域社会が抱える課題の解決を図り、これからの地域や社会の将来を担う人材の育成が期待されている高等学校が多数存在しており、このような高等学校においては、地元の市町村、高等教育機関、産業界及び社会教育施設等との間で組織的・継続的な連携・協働体制を構築し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくことが求められている。
- また、世界で活躍するグローバル・リーダーを育成し、幅広い教養や問題発見・解決能力等の国際的素養を育成するなどの先進的な取組を行い、グローバルでイノベティブな人材を育成することを期待されている高等学校も存在しており、このような高等学校においては、文系・理系を問わず各教科をバランスよく学ぶとともに、国内外の高等教育機関、産業界及び関係機関等との間で連携・協働体制を構築し、創意工夫を生かした特色ある高度かつ多様な教育活動を展開していくことが求められている。
- 一方で、少子化や過疎化の進行等に伴い、公立高等学校の小規模化や定員割れといった課題も顕在化しており、Society5.0 を牽引する人材育成機関として、学習の多様性や教育の質の確保が大きな課題となっている。とりわけ、離島や中山間地域等においては、高等学校の存在は地域の活力につながる重要な機関であるといったことが指摘されている。今後、少子化に伴う更なる高校生の減少も予測される中において、公立高等学校の配置と規模の適正化を図るとともに、離島や中山間地域等の小規模な高等学校の教育水準の維持・向上やその特色化・魅力化を図ることも求められている。

■ 今回の議論の視点

- 「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、各高等学校の特色化・魅力化を実現するための地域社会や高等教育機関等との連携の在り方について、どのように考えるか。
  
- 少子化や過疎化の進行等に伴う高等学校の小規模化や定員割れが顕在化する中において、今後の公立高等学校の配置と規模の適正化について、どのように考えるか。また、小規模な高等学校を配置する場合の教育水準の維持・向上やその特色化・魅力化を図る方策について、どのように考えるか。

## 1. 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域社会や高等教育機関等の関係機関との協働の在り方について

(1) 平成 28 年の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されていることが指摘されていた。

(2) また、平成 27 年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、これからの公立学校は、地域でどのような子供たちを育てるのかといった目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換することを目指して、取組を推進する必要があることが指摘され、その上で、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、教育委員会が積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくような制度的位置づけの見直しを検討すべきであること、地域における学校との協働体制の今後の在り方として、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創るといった理念の下、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進することとされ、その活動を推進する体制として「地域学校協働本部」に発展させていくことが提言された。

(3) この答申を踏まえ、平成 29 年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営協議会の委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の改正が行われるとともに、社会教育法の改正により、「地域学校協働活動」に関する地域住民等と学校との連携協力体制の整備が教育委員会の事務とされるとともに、「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備が講じられ、これらは公立高等学校も対象となるところである。

(参考) 学校運営協議会と地域学校協働本部の設置数（令和元年 5 月 1 日）

令和元年 5 月 1 日現在、公立高等学校において、学校運営協議会を設置している学校は 507 校（対前年度比 125 校増加）、地域学校協働本部がカバーしている学校は 159 校となっている。

(4) 学校と地域との連携・協働の議論をめぐっては、これまでは、高等学校は様々な課程や学科があり、それぞれに特有の学校運営の在り方等が存在していることや、通学区域が広範囲にわたること等から、主として小・中学校段階を念頭においた議論が行われており、高等学校段階が議論の対象となることは多くはなかった状況である。しかしながら、子供

たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではなく、地域社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることはどの学校段階でも変わるものではなく、また、地方創生に向けて多くの自治体に取り組む中、高等学校には地域振興の核としての役割が期待されるようになってきている。これからの高等学校には、高等学校という学校種の特性を生かしつつ、地域社会との連携体制の構築を図ることが求められており、特に公立高等学校においては、各地域の状況を踏まえた地域社会との連携・協働体制の構築が期待されるのである。

(5) 特に、検討事項1で掲げたスクール・ミッションにおいて、地域を支えるために必要となる力の育成を位置づける高等学校においては、これまで以上に地域社会と連携・協働した教育活動の展開が求められることになる。そういった取組を推進するためには、少なくとも、公立高等学校においては学校運営協議会を設置し、地域社会の参画・協力を得て、学校運営の改善を図り、学校の活性化や教育の質の向上に努めることが望まれると考えられる。併せて、地域学校協働活動と一体的に取り組むことで、地域社会と連携・協働する教育活動の更なる充実が期待されるのである。

(6) その上で、地域社会と連携・協働した取組をさらに一歩進めて、地域社会と連携・協働して高等学校の特色化・魅力化に取り組むこととする学校においては、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動に加え、地域の実情に応じて、いわゆる「コンソーシアム」（高等学校と市町村、産業界、高等教育機関、NPO、関係団体等との協働体制）を構築し、より安定的・計画的・持続的な関係を地域社会と築くことで、高校を核とした人づくりや地域づくりにも取り組み、地域課題の解決等の探究的な学習を実現し、地域への課題意識や貢献意識をもつ人材の育成を図ることが望まれるのではないかと。

#### (参考)「コンソーシアム」について

「コンソーシアム」については、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）の中で、その設置促進が掲げられている。

島根県教育委員会においては、教職員、生徒・保護者、市町村、小・中学校、大学、社会教育機関、地元企業、地域住民、関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である「高校魅力化コンソーシアム」を2022年までに全ての高校において構築する方針を掲げている（島根県教育委員会「県立高校魅力化ビジョン」（平成31年2月））。

また、「高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会」（座長：小田切徳美 明治大学農学部教授）では、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に運用し、「社会に開かれた教育課程の実現」と「学校を核とした地域創生」の好循環の基盤となる協働の組織体制（地域高校魅力化コンソーシアム）の構築について議論を行っている。この中で、コンソーシアムは、合意形成と協働活動を一体的かつ安定的・計画的・持続的に行えるようにするための構成員・規約・予算等を有する組織と議論されており、将来の姿として、関係人口や産業界等との協働活動によるファンドレイズ（自主財源確保）の仕組みの構築も描かれている。なお、同研究会では、高校と地域をつなぐためには、高校から地域に働きかけるコーディネート

機能と、地域住民との関係を築きながら地域と高校をつなぐコーディネート機能が必要であることも指摘されている（関係資料集参照）。

(7) 一方、スクール・ミッションにおいて、例えば、グローバルでの活躍や国内外の社会課題の発見・解決に対応できるリーダーの育成や、サイエンスやテクノロジーの分野におけるイノベーターの育成などを掲げる高等学校においては、地域内外や国内外の高等教育機関や高等学校・大学、国際的な企業や当該分野で世界的な拠点となっている研究機関、国際機関等との連携・協働体制の構築が望まれるのではないかと。

(8) さらに、専門学科においては、近年の急速な技術革新に伴い、産業界で必要とされる専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を越えた複合的な産業が発展していることを踏まえ、地域や産業界の人材などの協力を得ながら実践的な教育を充実していくことが求められていることを踏まえ、高等教育機関や企業等との連携を強化し、最先端の実践的な職業教育を進めていくことが求められているのではないかと。

(9) このように、各高等学校においては、その掲げるスクール・ミッションを達成するため、地域社会や高等教育機関をはじめとする関係機関との連携を進めることが必要である。特に、都道府県立の高等学校の中には、地元の市町村や住民との意思疎通や関係構築が必ずしも十分ではない学校もあるという指摘があるが、公立高等学校については、地域振興の核としての役割も期待されている学校という意識も持って、地元自治体等の機関との関係を構築することが望まれている。また、地元自治体側も、市町村の教育振興基本計画において地元の公立高等学校に関する記述を盛り込むなど、地元の学校として必要な対応を講じていくことが求められているのではないかと。

その上で、各高等学校の校長は、関係機関との連携の在り方や教育活動の方針について適切に各高等学校のスクール・ポリシーに反映させ、生徒の学びの充実のため、教職員が一体となって取組を進めていくことが必要ではないかと。

(10) また、中学校を卒業した生徒のほぼ全ての者が高等学校に進学する中で、生徒の学習ニーズは極めて多様なものとなっているが、その中でも、不登校や中途退学を経験した生徒、特別な支援を必要とする生徒、外国籍の生徒や日本語の指導が必要な生徒、経済的に困難を抱える生徒など、厳しい環境の中で困難を抱えている生徒が在籍している場合においては、高等学校は関係機関と連携しつつ、問題・課題に対する支援・対応策を講じることが必要ではないかと。例えば、生徒の状況や学校や地域の実情を踏まえ、市町村の教育相談機関、医療機関、大学、多文化共生センター、ハローワークや地域若者サポートステーション、福祉事務所や社会福祉協議会、NPO法人など生徒の状況に応じた適切な関係機関と、高等学校は連携・協働を行うことが必要ではないかと。



## 2. 関係機関との協働による各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策について

- (1) グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により社会が急速に変化する中、これからの高等学校教育において、検討事項1で示したスクール・ミッションを実現し、各高等学校がその特色化・魅力化を実現するためには、1.のように、地域社会や高等教育機関をはじめとする関係機関と連携・協働し、生徒の興味・関心・特性に応じた教育活動を実現することが不可欠であると考えられる。
- (2) 文部科学省では、「Society5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)を取りまとめ、高等学校改革として、
- ・ 高等学校普通科において文系・理系に分断されている実態を改め、文理両方を学ぶ人材を育成するため、大学教育の先取り履修も含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする学習プログラム・コースを「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム」として創設
  - ・ 地域の、地域による、地域のための高等学校改革を推進するため、「地域高校 (地域キュービック高校)」を創設し、地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学びの実現を通じて、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目を必ず履修させるなど、高等学校を地方創生の核として、地域の良さを学びコミュニティを支える人材を育成すること
- を推進するとして、平成31年度より、「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業」と「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施している。
- (3) このうち、「WWLコンソーシアム構築支援事業」においては、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブでグローバルな人材を育成するために、高等学校が国内外の大学・企業・国際機関等が協働し、高校生へ高度な学びを提供する仕組みである「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成して、高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする学習プログラムを実現することを目的としている。また、「地域との協働による高等学校教育推進事業」においては、地域への課題意識や貢献意識を持つ地域人材の育成を図るために、高等学校が地元市町村、高等教育機関、産業界等との共同による「コンソーシアム」を構築して、地域課題の解決等の探究的な学びを実現することを目的としている。このように、各高等学校がそれぞれの特色化・魅力化に向けた取り組みを進めるためには、高等学校が関係機関と連携し、協働体制を構築しながら、生徒のそれぞれの将来の実現に向けた教育活動を展開することが求められているのではないかと考えられる。

(4) 今年度、「WWLコンソーシアム構築支援事業」は10件の採択(申請希望は17件)、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」は51件の採択(この外にアソシエイト校が41件。申請希望は138件)が行われたところであり、このようなWWLコンソーシアムの構築や、地域社会と協働した探究的な学びの実現に向けた取組など、全国の多くの学校が、関係機関との協働を通じて、その特色化・魅力化の実現に向けた取組を進めているところである。

国においては、こういった取組を希望する全国の高等学校が、関係機関との協働を通じて、それぞれの地域や学校の実情に応じた特色化・魅力化に向けた取組をより一層実現できるよう、更なる制度的な措置や支援策を講ずることが必要ではないか。

#### (参考) 地方への人材還流に関する効果

労働政策研究・研修機構の調査によれば、高校時代までに地元企業を認知しているほど、出身市町村への愛着が強い傾向があるとともに、出身市町村へのUターンを希望していること、また、地元企業を知ったきっかけとして、地方の中小都市や都市部から離れた地域の出身者では、学校行事(企業見学)の割合が高い傾向にあることが明らかになっている(関係資料集参照)。

### 3. 20年先・30年先の社会や地域の変化、少子化等を見据えた教育水準の維持・向上の在り方について

(1) 昨年7月に公表された地方制度調査会の「中間報告」によれば、これからの我が国においては、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて、人口構造、インフラ・空間、技術・社会等、あらゆる領域において様々な変化・課題が生じることが見込まれており、それぞれの変化・課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なることが見込まれている。その一例として、市町村ごとに公表されている将来推計人口を踏まえると、人口減少の傾向は市町村によって状況が様々であり、こうした人口構造の変化に起因して生ずる変化・課題も、市町村ごとに異なってくるが見込まれている。その上で、地域によって異なって現れる変化・課題に対応するためには、それぞれの地方公共団体において、首長・議会・住民等とともに、地域における変化・課題の現れ方を見通し、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、その未来像を実現するため、未来像から逆算して、とるべき方策の優先順位をつけていくこと等の重要性が指摘されている。

(参考) 地方制度調査会「2040年頃から逆算して顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」(令和元年7月31日)

中間報告では、2015年から2040年までに生じる、15～74歳人口と、75歳以上人口の変化の幅に着目し、いずれかが一定以上変化する市町村について、機械的に、①15～74歳人口増加、75歳以上人口急増(日本全体の3%の市町村)、②15～74歳人口減少、75歳以上人口急増(23%の市町村)、③15～74歳人口急減、75歳以上人口急増(14%の市町村)、④15～74歳人口急減、75歳以上人口安定(49%)、⑤15～74歳人口急減、75歳以上人口急減(8%)に分け、その動きに応じて生じることが考えられる変化・課題が例示されている。

(2) 上記のように、様々な変化が地域によって異なって表出することが見込まれる現代においては、これからの社会や地域の課題や状況を踏まえた人材育成の重要性が高まっており、特に、公立高等学校は、地域社会における中心的な人材育成機関として、果たすべき役割は極めて大きなものがある。

公立高等学校がスクール・ミッションを定義する際には、これから20年先・30年先の地域社会の姿や未来像を踏まえ、将来にわたり当該高等学校が地域社会の中でどのような役割を果たしていくのか、地域社会の中でどのような教育を行い、どのような人材を社会に送り出すのか、議論を重ねた上で策定していくことが必要であり、設置者や校長は20年先・30年先の地域社会の姿に責任を負っているという認識の下、スクール・ミッションを定義することが求められている。そのため、公立高等学校においては、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関と意見交換を行い、20年先・30年先の地域社会の未来像を共有した上で、それぞれのスクール・ミッションを定義することが必要ではないか。

その上で、公立高等学校の設置者においては、域内及び域内のブロック単位で20年先・30年先の地域社会の姿を踏まえつつ、これからの地域社会の将来像として求められる高等学校教育の在り方について検討を行い、これからの時代に求められる学校や学科の姿を描き、その配置や規模が適正なものとなるよう、必要な措置を講ずることが必要ではないか。

(3) 上記のように、公立高等学校は地域社会における人材育成の中心的な機関として、社会インフラとしての役割を担っており、特に中山間地域や離島などの高等学校においては、都市部の高等学校とは異なり、生徒が自宅から通学できる地域で唯一の高等学校として、大学進学、就職、特定の専門分野の教育など生徒の多様なニーズに応えるために様々な役割を担うことが求められており、多種多様な機能を果たすことが期待されている。

一方で、中山間地域や離島に所在する高等学校の中には、生徒数の減少による小規模化が進み、高等学校としての機能や教育水準を維持するには大変厳しい状況に置かれている学校も存在している。小規模校が有する教育資源を鑑みた場合、生徒の多様なニーズの全てに応えることは困難な場面もあり、中山間地域や離島などの高等学校の教育水準の維持・向上を図るための方策を検討する必要がある。

また、専門学科や総合学科の学校においても、それぞれの学校においては、当該専門分野に関する教育資源を集中的に有しているところであるが、これからの地域社会における変化や在籍する生徒のニーズの多様化を踏まえると、各学校で有している教育資源以外も有効に活用することにより、教育水準の向上を図ることが可能になると考えられる。

(4) 現在、都道府県教育委員会の中には、独自の取組として、小規模な高等学校が他の高等学校と連携協力することで、小規模高校の教育水準の確保を図っている例や、統合に際して複数の「キャンパス」を設けることにより、統合前の各学校の教育機能の維持や、地域における教育環境の維持を図っている例が見受けられる。このように、一部の都道府県教育委員会においては、従来のように、各高等学校で一元的に生徒への教育を行うという概念を転換し、複数の学校や校舎が共同して教育活動に取り組むことにより、教育水準の維持向上に取り組んでいるところである。

このような各地域の取組も踏まえつつ、中山間地域や離島に立地する小規模な高等学校や、専門学科や総合学科等において、生徒個人の興味・関心・特性に応じた多様な教育活動を実現するための更なる方策を講じることが必要ではないか。例えば、ICTを活用することにより、中山間地域の小規模学校に在籍する生徒が、自身の希望する進路を実現するために必要となる科目を、遠方の都市部の学校で開設されている授業を履修することにより修得できるようにすることで、従来であれば中山間地域の小規模学校では困難であった進路の実現を、他の学校と連携・協力体制を構築することで可能とする仕組み等の方策を講じることが考えられるのではないか。このような取組を通じて、中山間地域や

離島に立地するような高等学校等においても、生徒の学びをさらに多様で豊かなものとする方が必要ではないか。

#### (参考) 過疎の状況について

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎関係市町村（過疎市町村、過疎地域とみなされる市町村及び過疎地域とみなされる区域を有する市町村）は、平成 29 年 4 月 1 日現在で全国 1718 市町村中 817 市町村となっている。このうち、北海道ブロックでは 179 市町村中 149 市町村が、東北ブロックでは 257 市町村中 152 市町村が、中国ブロックでは 107 市町村中 79 市町村が、四国ブロックでは 95 市町村中 66 市町村が、九州ブロックでは 233 市町村中 144 市町村が過疎関係市町村となっている（総務省自治行政局過疎対策室「過疎関係市町村都道府県別分布図（平成 29 年 4 月）」）。

#### (参考) 独自の取組により小規模校等の教育水準の確保を図っている例

北海道教育委員会では、1 学年 1 学級規模の高等学校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、地元からの進学率が高い学校を「地域連携特例校」と位置づけ、「地域連携協力校」等との連携した教育活動（協力校からの出張授業や遠隔授業、合同の学校行事、教職員の研修等）により、教育環境の充実を図っている（北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」（平成 30 年 3 月））。

山形県教育委員会では、小規模校が将来の統合を視野に、近隣の高校と連携・交流することにより、教育環境の改善を図ることを目的として、独自の「キャンパス制」を導入。1 学年 1 学級の学校は原則導入することとされている。特別活動やボランティア活動において、スケールメリットを生かした教育活動が行われている（山形県教育委員会「県立高校再編整備基本計画」（平成 26 年 11 月））。

山口県教育委員会では、平成 23 年度に 3 高校を統合して大津緑洋高等学校を開校し、異なる 3 つの学科がそれぞれのキャンパスを有する設置形態（大津キャンパス（普通科）、日置キャンパス（農業科）、水産キャンパス（水産科））となっている。普通科と農業科の生徒が水産実習船で体験航海に取り組むことや、普通科と水産科の生徒が農業体験を実施している（平成 29 年度「全国高等学校教育改革研究協議会」山口県教育委員会提出資料）。

#### (参考) 現在の学校間連携の仕組み

学校教育法施行規則第 97 条において、他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができる制度が規定されている。この制度は、生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合に、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とする制度である。これにより、自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となる。なお、現状においては、他校の総合的な探究の時間を履修して自校の単位を修得したとすることは認められておらず、遠隔教育を活用した学校間連携による単位修得についても、規定されていない（高等学校学習指導要領（平成 30 年）解説総則編）。

#### (参考) 諸外国の例

イギリスでは、複数の学校が多様な形態でネットワークを結ぶ「学校間ネットワーク」を構築することで、効果的、効率的な学校経営を行っている。特に、小規模校への対応を念頭に取り組みされている「フェデレーション（Federation）」は、2010 年の教育白書でその推進が掲げられ、複数の学校が単一

の理事会の下に設置され、共通の学校目標を有し、予算の共有化を図り、教職員人事も共通に行っている。さらには、統括校長や事務長を置き、学校経営の機能強化を図っている。

## ■関係法令

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

### ○社会教育法（抄）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 （略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 （略）

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 （略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 （略）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

## ■関係閣議決定

### ○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

#### V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

（6）高等学校等における人材育成

#### ◎地域との協働による高等学校教育改革の推進

- ・ 高等学校が、市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進し、将来、地域において地域ならではの新しい価値を創造する人材や、グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材、専門的な知識・技術を身に付け地域や産業界に求められる人材等の育成を強化する。
- ・ また、生徒が地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等において継続するための進路実現に向けた学習支援体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進する。
- ・ 高等学校は多くの場合が都道府県等により設置・運営がなされているが、地域に必要な人材を育成する観点からは市町村が学校運営の重要な意思決定に関わることが重要であるため、高等学校を核とした地方創生に取り組む高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の委員に、市町村長又は市

町村教育長等の参画を促進するなど、実質的に市町村が高等学校の運営に参画できるような協働体制の構築を推進する。

◎地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）の設置促進

- ・ 高校生の地域での活動・学習機会を充実させるとともに、地域留学などの新しいひとの流れの創出など、「関係人口」を含む地域を担う次代の人材の育成を推進する観点から、「地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）」の設置を促進する。
- ・ その際、当該コンソーシアムと高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部が連携・協働するなど、高等学校に関する地域の関係機関が一体となって関わる在り方について検討する。
- ・ また、当該コンソーシアムの立上げ及び運営支援や職員研修、ファンディングの共通基盤の構築・提供等を実施する中間支援組織に対する支援の在り方も併せて検討し、機能の充実を図る。

◎高等学校と地域をつなぐ人材の育成等

- ・ 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの在り方について検討し、必要な資質能力や役割等を明確化するとともに、配置・活用に向けた方策について検討することにより、その育成を推進する。
- ・ さらに、大学等における養成プログラムの開発を推進するとともに、大学等が実施する社会教育主事講習、教員免許更新講習などの既存の研修制度等との連携等の強化や、ICT を活用した柔軟な受講形態の設定等により、コーディネーターを志す者の受講の機会拡大を図る。

◎グローバル人材の育成

- ・ 高等学校等での、地域における多様なグローバル人材の育成や外国人留学生の受入れを促進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学、受入れ、交流などのグローバル人材育成に資する取組を効果的に促進する。